

工事請負契約変更状況(6月分)

令和5年7月4日

工事NO.	担当課	件名	当初契約			変更契約						受注者
			請負金額	予定価格	最低制限価格	請負金額	増減額	増減率	理由	回数	契約締結日	
104013	市民協働推進課	加賀野地区活動センター外2施設複合化・大規模改修(建築主体)工事	446,215,000	484,990,000	442,533,300	471,549,100	25,334,100	5.7%	(5)(9)	2	R5.6.27	樋下建設(株)
104149	長寿社会課	飯岡農業構造改善センター外3施設・都南老人福祉センター複合化・改修工事に係る浄化槽等解体工事	14,630,000	15,246,000	14,026,100	14,830,200	200,200	1.4%	(4)	2	R5.6.14	(株)富士見興業
104145	玉山・産業振興課	04災1-1好摩沢農地災害復旧その2工事	1,666,500	1,840,300	1,622,500	1,687,400	20,900	1.3%	(7)	2	R5.6.6	(株)富士見興業
104120	道路管理課	市道乙町線乙部橋橋梁補修工事	43,970,300	48,425,300	42,798,800	43,972,500	2,200	0.0%	(4)(7)	3	R5.6.13	(有)フジミ工建
104055	市街地整備課	太田地区区画道路築造及び宅地造成等その2工事	100,386,000	118,936,400	100,375,497	107,224,700	6,838,700	6.8%	(4)	3	R5.6.23	(株)石名坂
104035	盛岡南整備課	道明地区土地区画整備外その2工事	126,866,300	142,051,800	126,750,800	132,421,300	5,555,000	4.4%	(4)	3	R5.6.27	中亀建設(株)
104149	長寿社会課	飯岡農業構造改善センター外3施設・都南老人福祉センター複合化・改修工事に係る浄化槽等解体工事	14,630,000	15,246,000	14,026,100	21,965,900	7,335,900	50.1%	(4)	3	R5.6.29	(株)富士見興業
504068	下水道整備課	手代森処理分区第三工区污水管布設工事	47,113,000	52,145,500	47,113,000	55,242,000	8,129,000	17.3%	(5)(6)	4	R5.6.27	梨子建設(株)
505001	下水道整備課	盛南中央第一処理分区第一工区污水ます設置工事	2,200,000	2,410,100	2,136,200	2,372,700	172,700	7.9%	(7)	1	R5.6.28	吉田建設(株)
104146	道路建設課	市道土淵上厨川線道路改良工事	3,850,000	4,238,300	3,582,942	4,767,400	917,400	23.8%	(4)	2	R5.6.28	(株)富士見興業
504042	下水道整備課	盛南中央第一処理分区外第三工区污水管布設その1、その2、その3工事	63,074,000	69,260,400	62,837,500	70,343,900	7,269,900	11.5%	(4)(5)(6)	3	R5.6.28	開成建設(株)
104050	市立図書館	盛岡市立図書館耐震改修及び大規模改修(建築主体)工事	496,650,000	539,550,000	494,997,800	518,677,500	22,027,500	4.4%	(2)(4)(7)(9)	3	R5.6.27	大伸工業・篠村建設特定共同企業体
504098	下水道整備課	前潟中央第二処理分区第二工区污水管布設付帯工事	5,885,000	6,656,100	6,656,100	7,454,700	1,569,700	26.7%	(4)(6)	2	R5.6.16	(株)メグミ

※契約金額の変更を伴うものに限る。

【変更理由】市営建設工事等設計変更等事務取扱要領第3による。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないとき。
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があるとき。
- (3) 設計図書の表示が明確でないとき。
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないとき。
- (5) 設計図書等で明示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じたとき。
- (6) 関係官公庁等の行政指導又は協議により工事内容を変更するとき。
- (7) 当初の目的物を完成させる手段に関して設計上の判断を必要とするとき。
- (8) 用地確保等が予定と異なったとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、当初の目的物を完成させる上で特に必要と認めるとき。